

# なすしおばら

広報

7<sup>2007</sup>  
.5  
No.61

## 永遠の愛を誓って ～塩原フラワーウエディング～

毎年多くの企業や団体が参加する「花・はな・2007塩原」が、今年も6月1日（金）から7月7日（土）までもみじ谷大吊橋で行われ、6月9日（土）には色鮮やかな花が咲くこの会場で、「塩原フラワーウエディング」が開催されました。

この日はあいにくの天候になってしまいましたが、市内外から5組のカップルが参加。新郎新婦はバージンロードに見立てた全長320メートルの大吊橋を渡り、多くの参列者や観光客に祝福されながら思い出に残る結婚式を挙げました。

## CONTENTS [もくじ]

- シリーズ「那須塩原市の水道」…………… 6 p
- 学校だあ～いすき…………… 10 p
- タウンピックス…………… 12 p
- くらしの情報…………… 14 p
- マナビの伝言板…………… 18 p
- イベント情報…………… 24 p
- ちびっ子スナップ…………… 26 p

# 参議院議員通常選挙の投票日は7月29日(日)

大切な  
あなたの一票  
必ず投票を!

## 投票できる人

本市で投票できるのは、昭和62年7月30日以前に生まれた人で、平成19年4月11日以前に住民票が作成され(転入者については、平成19年4月11日以前に転入届)、引き続き三カ月以上市内に住所を有する人です。

## 投票の種類は

投票の種類は、栃木県選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の二種類あります。

① 栃木県選出議員選挙は、候補者名を書きます。

② 比例代表選出議員選挙は、候補者名または政党名を書きます。

## 投票の時間と場所

午前7時から午後8時まで。  
(ただし、塩沢・板室・新湯地区は午後7時まで)

投票所は下表のとおり。

## 期日前投票ができます

投票日に、仕事や旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

7月13日(金)～7月28日(土)の毎日  
午前8時30分～午後8時  
ところ

- ・ 那須塩原市役所 一〇一会議室
- ・ 西那須野支所一〇〇会議室
- ・ 塩原支所(第三会議室)
- ・ ハロープラザ(関谷)

以上四カ所、どの投票所でも投票できます。投票所入場券が届いていれば持参してください。

## 郵便などによる不在者投票

身体に重度の障害があり、障害者手帳などを持つていて、一定の要件に該当する人や、介護保険の被保険者証に、要介護状態区分が要介護度5と記載されている人を対象に、郵便等投票の制度があります。詳しくは、早めに選挙管理委員会に問い合わせください。

## 棄権防止のために

投票日当日サイレンが鳴ります。

時刻  
午前7時、正午、午後7時  
方法 三十秒一回

## 開票は市民も 参観できます

開票作業は、市内のすべての投票所から投票箱を一カ所に集めて行います。

7月29日(日)  
午後9時20分から  
ところ  
くろいそ運動場体育館(上厚崎六六四)

## 投票結果と 開票結果

投票結果は、午後9時30分から、開票状況の速報は、午後10時から30分おきにインターネットでお知らせします。

問い合わせ

選挙管理委員会事務局  
☎ 0287(62)7183

## 投票所一覧

公示日：7月12日(木) 投票日：7月29日(日)

投票区	投票所	投票区の区域
1	黒磯保健センター	本町、宮町、新朝日、本郷町、黒磯幸町
2	いきいきふれあいセンター	東大和町、中央町、高砂町、弥生町、桜町、材木町、上黒磯、橋本町
3	旧マロニエ幼稚園	緑ヶ丘団地、北栄町、阿波町、新町、西新町、豊住町、豊浦北町、若松団地
4	いなむらコミュニティセンター	並木町、若草町、稲村一区、稲村二区、稲村西町
5	東原小学校	松原町、東原二区、東原三区、東原四区、美原町、東原中央、四方寺
6	黒磯中学校	豊町、住吉町、大黒町、若葉町、末広町
7	ゆたか保育園	豊浦中町、豊浦町、松浦町、新緑町、清住町、上豊浦3区の1、豊浦南町、春日町
8	児童生徒サポートセンター	錦町、共墾社一区、共墾社二区、下厚崎
9	豊浦小学校	下豊浦、雇用促進住宅、鍋掛豊浦
10	日新中学校	黒磯7区
11	とようら公民館	東栄1丁目、東栄2丁目、安藤町、原町、下黒磯、青葉台、東豊浦
12	埼玉小学校	上厚崎3丁目、上厚崎4丁目、上厚崎5丁目、新上厚崎、上埼玉一区、上埼玉二区、下埼玉、南埼玉1区、南埼玉2区、南埼玉3区
13	厚崎公民館	上厚崎1丁目、上厚崎2丁目、馬蹄形

投票区	投票所	投票区の区域
14	東原地域活動センター	東原一区、藤田一区、藤田二区、小結、小結開拓、鳥野目
15	寺子小学校	豊岡、石田坂・赤沼、寺子、熊久保、望田
16	越堀自治公民館	越堀西、越堀
17	鍋掛公民館	鍋掛、鍋掛東町、日新
18	野間分館	樋沢、野間、新堀、鍋掛原
19	長久保自治公民館(長久保分館)	長久保
20	佐野分館	佐野
21	下中野集落センター	下中野
22	東那須野公民館	大原間、東那須野区、東小屋、山中大塚、三本木、木曾畑中、沼野田和
23	杓掛集落センター	北弥六、前弥六、杓掛、杓掛新田
24	大原間小学校	島方、方京、上中野、笹沼
25	波立小学校	北和田、波立、中内鹿野崎、無栗屋、中島、百目木、上郷屋、唐杉、塩野崎、塩野崎新田
26	高林小学校	高林、下の内、川原向、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑本田、木綿畑新田、柏林
27	田舎ランド鴨内	湯宮、鴨内
28	穴沢小学校	百村本田、百村新田、穴沢、油井、笹野曾里、西岩崎の一部(細竹)
29	公民館板室分館	板室
30	松本フク宅倉庫	塩沢
31	戸田小学校	戸田、西岩崎の一部(西岩崎・亀山)
32	青木一区多目的研修センター	青木一区、青木二区、青木三区、青木四区、青木東昭区
33	西那須野支所(100会議室)	永田町、扇町(10番から12番までを除く)、あたご町、西朝日町、南町、西幸町
34	大山公民館	下永田、緑2丁目
35	二つ室公民館(集落センター)	緑1丁目、二つ室、北二つ室(350番地を除く)、太夫塚4丁目
36	一区町公民館 (構造改善センター)	一区町
37	二区町公民館(集落センター)	二区町
38	西公民館	三区町、四区町、千本松
39	南赤田公民館	上赤田、北赤田、東赤田、南赤田、西赤田
40	那須野が原博物館	旧国道4号より北の三島、東三島、西三島
41	三島児童クラブ (三島小学校西門前)	旧国道4号より南の三島、東三島、西三島、南郷屋106番地、睦
42	東小学校	西大和、西原町、五軒町、扇町(10番~12番)、北二つ室(350番地)、太夫塚(4丁目を除く)
43	第一南公民館	西栄町、東町、南郷屋(106番地を除く)
44	上井口公民館	国道4号より北の井口、西遅沢、東遅沢
45	狩野公民館	国道4号より南の井口、西遅沢、東遅沢、高柳、西富山、関根、東関根、槻沢
46	石林公民館	新南、石林
47	福渡公民館	大網、福渡
48	塩原保健福祉センター (ゆっくりセンター)	塩釜、塩の湯、畑下
49	塩原支所(新庁舎)	門前、古町、上の原、中塩原
50	上塩原農村活性化センター	上塩原、元湯、笹の平
51	新湯公民館	新湯
52	箒根公民館	関谷(菅を除く)、下田野、金沢のうち上組の一部、折戸
53	金沢小学校	金沢(上組の一部を除く)、宇都野
54	上大貫集落センター	下大貫、上大貫、高阿津
55	遅野沢公民館	関谷のうち菅、遅野沢、墓沼
56	横林小学校	上横林、横林、接骨木

※従来からの「区域つきあい」により、一部例外もありますので注意してください。

※長久保分館は、長久保自治公民館に名称が変わりました。

コンビニエンスストアでも納められるようになりました!

問い合わせ

保健課国民健康保険税係 ☎(62)7120  
 保健課国民健康保険係 ☎(36)1111内線135  
 市民福祉課市民国保係 ☎(32)2988

納税通知書(課税明細書)は7月17日に送付します。

今年度から国民健康保険税がコンビニエンスストアでも納付できるようになりましたが(30万円を超えるものは除く)、コンビニエンスストアでは製本された納付書の取り扱いができませんので、納税通知書は製本せずに送付します。不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

国民健康保険税が国保と介護保険を支えています

普段は健康でも、いつどこで病気になったりけがをしたり、介護が必要になるかわかりません。国民健康保険(国保)および介護保険は、加入者が収入や資産に応じてお金を出し合い、いざというときに備えて助け合う相互扶助制度です。皆さんが病気やけがで医療を受けたときや介護が必要になったとき、かかった費用の一部を負担するだけで医療や介護支援が受けられます。残りの費用は、国民健康保険税や国・県などの補助金で賄っています。

平成19年度の国保税の税率などは下記のとおりです。国保に加入している皆さんの理解と協力をお願いします。

国民健康保険税の決め方

その年に予想される医療費から、皆さんが病院などで支払う金額や国・県などからの補助金を差し引いた分が、那須塩原市の国保税の総額となります。

$$\text{那須塩原市の国保税の総額} = \text{その年に予想される医療費} - \text{病院などで支払う金額} + \text{国・県などからの補助金}$$

■皆さんが負担する税額は.....

- ▶ 那須塩原市の国保税総額を、皆さんの所得などに応じて割り振り、公平に負担するよう決められています。
- ▶ 税額は下の①～④を合計した金額で、課税最高限度額は医療分が53万円、介護分が8万円です。(40～64歳で国保に加入している人は、国保税の中に介護分が含まれます)

①所得割額 加入者の所得－基礎控除(33万円) ×9.9%(医療分) ×2.0%(介護分) 世帯内加入者の所得を合計して計算します。国保税には扶養控除や生命保険料控除はありません。	+	②資産割額 加入者の固定資産税額 ×30.0%(医療分) ×7.2%(介護分) 世帯内の加入者の資産に応じて計算します。	+	③均等割額 1人当たり年額 28,900円(医療分) 8,000円(介護分) 1世帯の加入者の数に応じて計算します。	+	④平等割額 1世帯当たり年額 27,100円(医療分) 4,900円(介護分) 世帯員が何人いても同じ額です。
--	---	--	---	--	---	---

公的年金等の改正

公的年金等控除の見直しおよび老年者控除の廃止に伴い、国民健康保険税の負担が増加する高齢者に配慮するための措置として、平成17年1月1日の時点で65歳に達していた人で、平成17年度分の個人住民税の算定に当たり公的年金等控除の適用があった人に対し、段階的に所得および軽減判定の際に特別控除を行います。

◎控除額 平成19年度は7万円(平成18年度は13万円)

国民健康保険税の軽減・減免制度

▶ 国保税の軽減(均等割・平等割の6割・4割)制度

一定所得以下の場合、国保税の軽減に該当することがありますが、所得の申告(国保加入者全員)をしていないと、この軽減措置を受けることができません。所得の申告をしていない人は、必ず申告をしてください。

▶ 国保税の減免制度

災害を受けた人や、生活扶助を受けている人、失業などにより所得が著しく減少する人に対し、国保税の納付が著しく困難と認められる場合に、税額を減額または免除する制度です。

国民健康保険税の納期は8期

第1期	7月31日
第2期	8月31日
第3期	10月1日
第4期	10月31日
第5期	11月30日
第6期	12月25日
第7期	1月31日
第8期	2月29日

# 国民健康保険・老人保健の申請を

問い合わせ

☎保健課国民健康保険係 ☎(62)7129

☎保健課国民健康保険係

☎(36)1111 内線135

☎塩市民福祉課市民国保係 ☎(32)2988

## 70歳未満の国民健康保険加入者が入院するときは 有利な「限度額適用認定証」の申請を

70歳未満の人が入院したとき、保険証と「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額までとなります。

医療費の自己負担限度額は所得区分に応じて異なります。医療機関の窓口でその所得区分を明らかにするために、「限度額適用認定証」が必要になります。

入院が決まったら、必ず入院前に申請しましょう。

国民健康保険税の滞納のない世帯に認定証を交付します。

認定証の有効期限は、申請した月

の初日（申請した月に国保に加入した人は、国保被保険者になった日）から、毎年7月31日までとなります。

有効期限が過ぎても認定証が必要なときは、再度申請が必要になりますので、8月1日（水）以降に申請してください。

外来の場合は、自己負担額が限度額を超えた場合は、いったん費用を支払い、超えた分は後の申請により支給されます。

一つの世帯内で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払ったとき、それらを合算し



て限度額を超えた分が後の申請により支給されます。

### 申請に必要なもの

- ・印かん
- ・国民健康保険被保険者証（保険証）
- ・世帯全員の住民税決定証明書（転入した人のみ）

### 自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 ※2
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者 ※1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。所得の申告をしていない人も上位所得者とみなされます。

※2 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

## 国民健康保険・老人保健

### 入院時の食事代が安くなる「減額認定証」の手続きを

国民健康保険・老人保健該当者で、右表（低所得者Ⅰ・Ⅱ）に該当する人は、入院時の食事代が安くなる制度がありますので、手続きをしてください。

※毎年所得を見直すため、有効期限は7月31日です。

※昨年度に認定を受け、今回も該当する人には7月下旬に通知しますので、8月1日（水）以降に手続きをしてください。

※認定は申請した月の初日からです。月をさかのぼっての認定はできません。

		1食当たりの食費	70歳以上または老人保健該当者で療養病床に入院する場合	
			1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者、一般		260円	460円	320円
低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯の人	90日以下の入院	210円	210円	320円
	90日を超える入院	160円	210円	320円
低所得者Ⅰ（70歳以上または老人保健該当者） 住民税非課税かつ世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人		100円	130円	320円

## シリーズ「那須塩原市の水道」①

# 水道って どんなもの？



市の総合計画や行財政改革大綱では、水道事業は施設の計画的改修や更新、災害に強い施設の整備

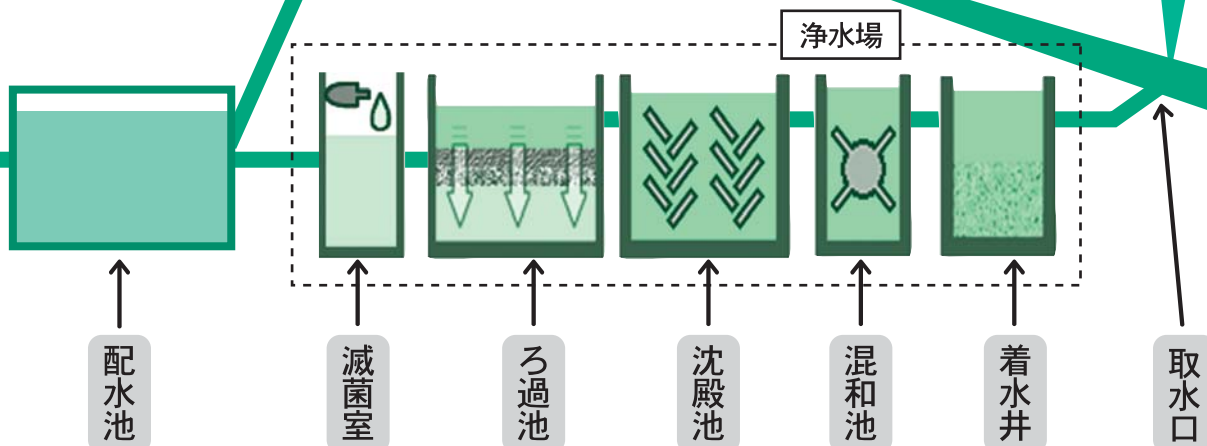
### 水道水ができるまで

#### ■北那須水道用水供給事業■

那須塩原市の浄水場で作る水道水だけでは足りないので、北那須水道用水供給事業から水を買っています。



水源



・水道水をつくるための水を取り入れます。  
・取り入れる水の量は、水利権などに基づいて決まっています。

・浄水場に入っている水の量を調整します。

・薬を混ぜて、水と一緒に流れてきたごみや砂を沈みやすくします。

・ごみや砂を沈めて取り除きます。

・沈殿池で取り除けなかった小さな不純物を、砂の層で取り除きます。

・薬を入れて水を滅菌し、安全な水道水をつくれます。

・浄水場で作った水道水を一時的に蓄え、時間によって大きく変化する水道水の量を調整しています。

・現在、那須塩原市の配水池は四十三カ所あり、その合計容量は、約三万五千立方メートルあります。

や危機管理体制の強化、効率的な経営により「安心安全な水の供給」を推進することとしています。

現在、今後十年間の水道事業の指針となる「那須塩原市水道事業基本計画」の策定を進めています。が、将来にわたり安心安全な水の供給が続けられるよう、市民の皆さんとともに考え、持続可能な水道事業を実現していきたいと考えています。

しかし、これまで水道事業の経営や施設の状況について、充分お知らせしてきたとはいえません。

そこで、水道について皆さんに理解していただくため、シリーズ「那須塩原市の水道」として、数回にわたって事業の概要や現状と課題、今後のあり方などを紹介する予定です。

第一回目の今回は、水道水がつけられ、各家庭や店などに届けられるまでの過程や、水道事業のしくみを説明した「水道ってどんなもの？」です。

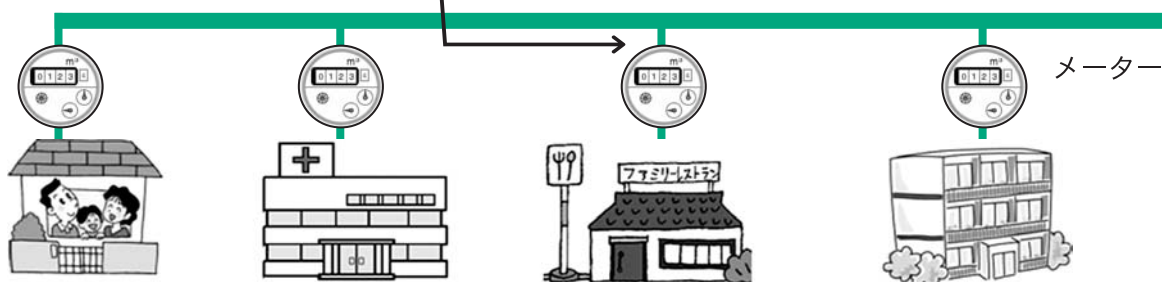
### 配水管

- ・配水池から市内各地へ水道水を送る管です。道路の下などに網の目状に埋設してあり、水道水を皆さんの家庭近くまで運ぶ大切な役割があります。
- ・配水管の直径は、細いもので五センチメートル、太いもので六十センチメートルもあります。

平成17年度末現在、那須塩原市の配水管の総延長は、約千五十九キロメートルで新幹線の那須塩原駅から広島駅までの距離千五十二キロメートルに匹敵します。

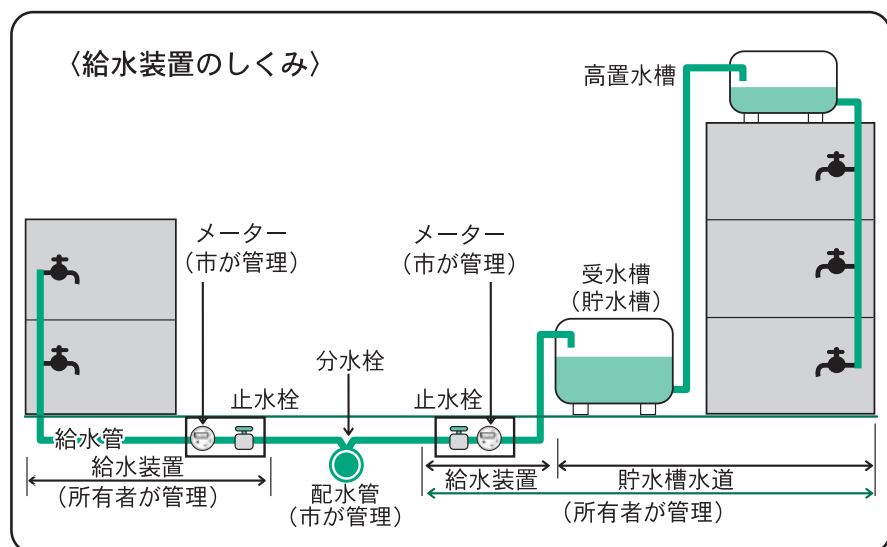
### 給水管

- ・配水管から分岐し、家庭やお店へ水道水を給水する管です。
- ・給水管にはメーターが付けられていて、二カ月に一度、メーターの数字をもとに水道料金を計算します。

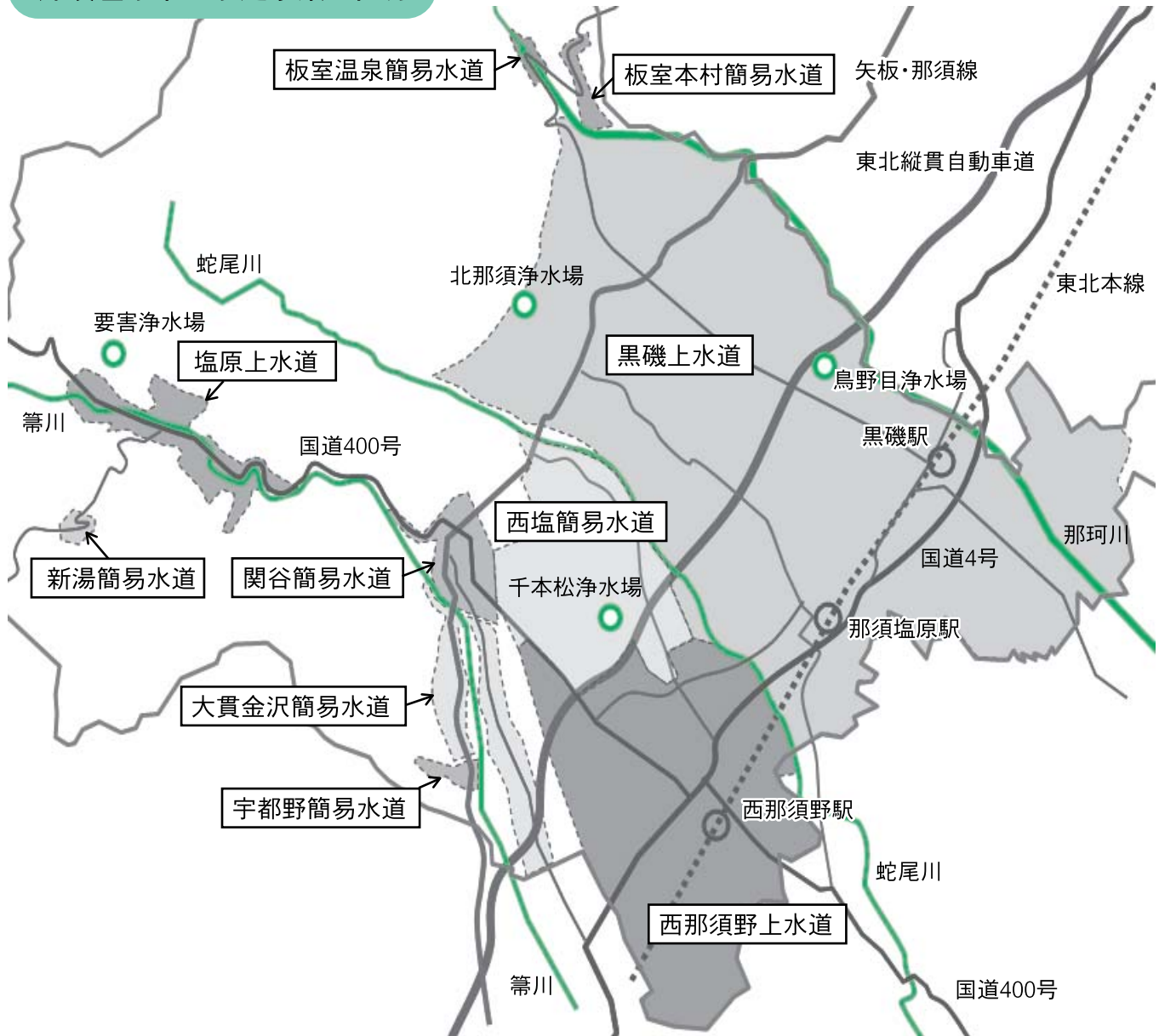


### 豆知識

また、マンションなどでは、一度受水槽（貯水槽）に水を溜めてから各部屋へ送っているものもあります。受水槽も建築物所有者の財産のため、修理費は給水装置と同様、所有者の負担となります。



## 那須塩原市の水道事業の区分



那須塩原市には「上水道」と「簡易水道」が全部で10事業あります。

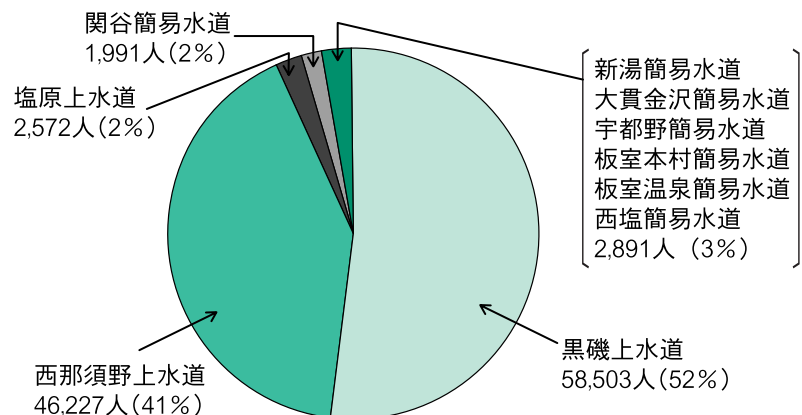
これらの事業は、那須塩原市水道事業として会計や組織は一本化しましたが、経営は別々で、効率化のため事業の統合が必要になっています。

### 豆知識 上水道・簡易水道

水道の計画給水人口が5,000人を超えるものを「上水道」といい、それに対して、101人から5,000人の比較的小規模なものを「簡易水道」といいます。

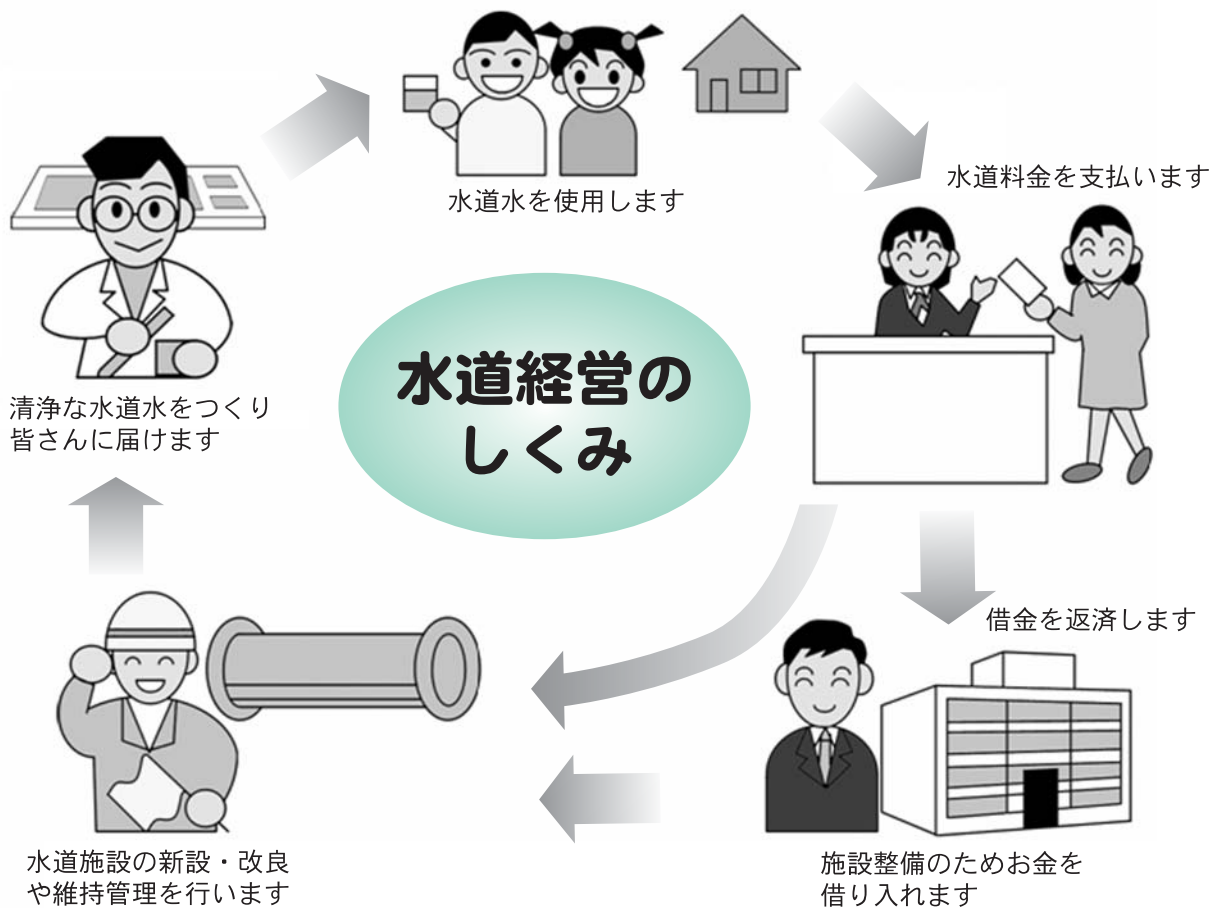
このほかにも、大規模な分譲地や社宅などの特定の人を使用する水道として、民間で経営している「専用水道」などがあります。

### 那須塩原市の給水人口(112,184人)の割合



《平成19年3月31日現在》





### ■水道事業の経営

皆さんに「安心安全でおいしい水」をお届けするためには、古くなったり壊れてしまった配水管の交換や修繕、浄水場の維持管理、水の検査などを行う必要があります、そのためにたくさんのお金がかかります。

これらの経費は、皆さんが支払う水道料金ですべて賄われています。

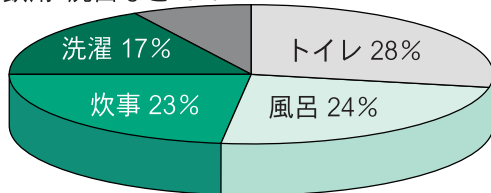
しかし、施設の整備などにかかる費用は、その年度の水道料金だけでは足りません。

そこで、不足する費用を国などから借り入れ、将来の水道料金で返済をするという仕組みをとっています。

#### 家庭での水の使われ方

(平成14年度一般家庭水使用目的別実態調査より)

飲用・洗面など: 8%



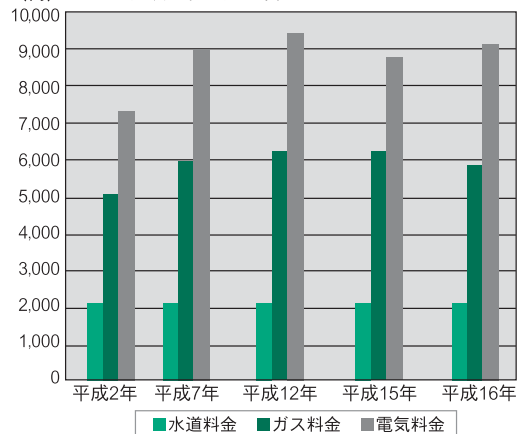
#### 豆知識 1人1日327リットル

那須塩原市では、平均1人1日327リットルの水が使われています(平成17年度末現在)。この量は、20リットル入りポリタンクでおよそ16本分、2リットル入りペットボトルでは164本分にもなります。

#### 水道料金と他公共料金との比較

(統計局家計調査年報、水道統計より)

※1カ月当たりの料金



次回(7月20日号)は、那須塩原市の水道水の水質についてお知らせする予定です。

問い合わせ 水道管理課 この記事に関することは ☎(37)5145  
水道料金の支払いは ☎(37)5100



# 学校 だあ〜い すき

## しおばら 塩原中学校

所在地 中塩原364番地  
 創立 昭和22年4月28日  
 校長 小林 久夫  
 生徒数 62人

### 教育目標

- 自分を磨き 人に優しい生徒の育成
- ◎学校経営の基本方針
  - 目標を実現できる力としての「学力・体力の向上」
  - 社会の一員としての資質の基礎となる「社会力の向上」
  - よりよく生きるための土台である「豊かな心の育成」

### 学校紹介

■戦後は「間借りの校舎」、「柏戸関」も訪れた木造校舎、今では「巨大な体育館」

○昭和の歴史と共に

塩原地区の学校教育の歴史は古く、明治6年にさかのぼります。塩原中学校は昭和22年の学制改革により、塩原小学校の一部を仮校舎として開校しました。昭和24年には、木造二階建て・八教室の校舎が建築されました。現在は緑豊かな大自然のなか、白亜に輝く近代的な校舎に生まれ変わり、体育館は市内で最も大きく、各種スポーツ団体の練習や合宿に利用されています。また塩原らしく、校内に温泉浴場も設置されています。↘

■温かな人情、豊かな自然に支えられて

地域に深く根ざした教育活動が行われています。

○地域の祭

地域の伝統行事である「湯祭り」「温泉祭り」は、生徒、保護者、地域社会が一体となる大イベントです。

○温かな地域の方々との貴重な地域資源

地域全体で生徒たちを見守り、温かい励ましの声をかけていただいております。古くからの観光地である塩原は、史跡やリゾート施設が数多くあり、生徒たちの校外学習などにはうってつけの地域です。

○塩中文化祭

「生きる力をはぐくむ」ことを目標に、幼稚園・保育園・小学校・中学校間の連携を強

学校  
じまん



輝く塩中生

三年 佐々木 貴古恵

周りを見れば、また今年も同じ顔。全校生徒数は六十三人。当然クラス替えはありません。そんな小さな学校ですが、大きな力をもっています。

山に囲まれた美しい校舎。自然を眺めながら過ごすのはとても気持ちがいいものです。朝、学校に来るとあいさつが聞こえてきます。あいさつはまだまだという感じもありますが、一人一人が元氣なあいさつを心がけています。授業中も楽しく勉強しています。「授業の鉄則」の一つに「耳と目と心で聴く」というものがあります。とても大切なことだと思えます。また、時計を見て行動するためにチャイムはありません。自立しようという気持ちを高めていくための一つの方策です。

時刻は十二時四十分。給食の時間です。毎日聞こえてくる「おいしい」という声。塩原中学校の給食はいつでも温かくおいしいので

# 国民年金の保険料を免除・猶予する制度があります

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れる制度です。

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる制度を利用してください。

## ■申請免除

全額免除と一部納付（一部免除）があります。

全額免除		
一部免除	区 分	一部納付する場合の月額保険料（19年度）
	1/4 納付（3/4 免除）	3,530円
	1/2 納付（1/2 免除）	7,050円
	3/4 納付（1/4 免除）	10,580円

## ■猶予制度

上記のほかに、次のような猶予制度があります。

### ①若年者納付猶予制度

30歳未満の人には、世帯主の所得の多寡にかかわらず本人と配偶者の所得審査で保険料納付が猶予されます。

### ②学生納付特例制度

学生の人には、本人の所得審査で保険料納付が猶予されます。

※これらの免除と猶予制度を利用する場合は、本人、配偶者、世帯主の前年（18年）の所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。ただし、免除などには、退職（失業）の特例があります。雇用保険の離職票や受給資格者証などを添付し申請します。

## ■免除期間の扱い

全額免除の場合、国民年金（基礎年金）の給付の3分の1（将来は2分の1）は国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算のときに国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。

また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格にも含まれます。

ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納める必要があります。

## 問い合わせ

大田原社会保険事務所 ☎ 0287(22)6313  
 困保健課 ☎ (62)7130  
 困保健課 ☎ (36)1111内線139  
 塩市民福祉課 ☎ (32)2988

化し、学習や生活面で情報を交換しながら、進学・進級時のギャップ解消を目指した取り組みも盛んです。特に秋の「文化祭」には園児・児童・保護者・地域の方々も参加し活気あふれたものになっています。

■「やさしく・強く・さわやかに」をスローガンに全職員が「一校一心」の体制で、他人を思いやることができ、最後までやり抜き、夢と目標をもつ生徒を育てています。

■小規模校の特色を生かして本校は小規模校です。生徒たちは、生徒会活動・部活動



体育祭での組み体操

など、一人一役どころか、いくつもの役割や分担をこなしています。当然、積極的な取り組みが求められます。小さな学校で大きな人物を育てています。

■終わりに  
 四季折々さまざまな表情を見せる塩原の大自然。古くは源平の時代にさかのぼり、明治・大正時代には、多くの文人墨客が訪れています。泉質



地域の方を指導者に学習

の違う七つの温泉、人の心を結ぶ多くの吊り橋、塩原の歴史を今に伝える「木の葉化石園」「もの語り館」など学校を取り巻く由緒ある環境は私たちの誇りです。

みんなに大人気です。みんな給食の時間を楽しみにしています。そして部活動の時間。全校生徒数六十二人ということもあり全員参加です。部活動をしているときのみんなの顔つきは真剣そのものです。塩中生の一日は一人一人が輝いています。「やさしく強くさわやかに」というスローガンのもと、目標をもち自分を磨き続けています。

校庭にそびえ立つ二本のモミの木は、今日も私たちをやさしく見守っています。

あなたの周りの身近な出来事や話題をお寄せください。  
秘書課 ☎0287(62)7109

## 高林坊祭りでそば打ち実演

5月27日(日)、高林蕎麦研究会などが主催する高林坊祭りが開催されました。

高林坊では、地産地消・食の安全安心をモットーに、会員10人が32ヘクタールのそばを栽培しています。

当日は、高林蕎麦研究会の有段者(全国麺類地域交流推進協議会認定)によるそば打ち実演・販売などが行われ、訪れた人たちはそば打ちの妙技に思わず立ち止まって見入っていました。



## 水道水ペットボトルを無料配布

6月1日(金)から7日(木)までの水道週間にあわせ、安全でおいしい那須塩原市の水道水をPRするため、鳥野目浄水場から採水した水をつめたペットボトルの無料配布を実施しました。

6月4日(月)には、各庁舎で市長・副市長が、来庁した市民にペットボトルを直接配布しました。期間中に合計約2,500本の水道水ペットボトルが配布されました。



## シルバースポーツ大会・ねんりんピックを開催

60歳以上を対象とした高齢者のスポーツ大会である“黒磯地区シルバースポーツ大会”が6月2日(土)くろいそ運動場で、“ねんりんピック2007”が3日(日)三島小学校で、それぞれ開催されました。

“シルバースポーツ大会”では、綱引き(写真左)など8種目の競技が、また、“ねんりんピック2007”では、あばれ太鼓(写真右)など7種目が行われ、競技に参加した人たちはシルバーパワーを発揮していました。



## 消火競技会 ～危険物目指せ無事故のMVP～

6月3日(日)～6月9日(土)の危険物安全週間にちなんで、日ごろの消火訓練の成果を競い合い、防火意識を高めるため、6月6日(水)“第31回消火競技会”が那珂川河畔公園で開催され、黒磯危険物保安協会・黒磯那須防火管理協会に加入する事業所や婦人防火クラブなど、男子の部17チーム・女子の部11チーム合計28チームが参加しました。

競技は2人1組で行われ、消火器を使って20m先の火を消す早さと消火技術を競い、男子の部は栃木トヨタ自動車(株)黒磯店が、女子の部は東那須野婦人防火クラブが見事優勝を飾りました。



## 命を大切に ～人権の花運動～

6月7日(木)に大山小学校(写真左)、14日(木)に稲村小学校(写真右)でそれぞれ「人権の花の贈呈式」が行われ、人権擁護委員から花の苗と看板が贈呈されました。

この活動は花を協力して育てることで、命の大切さや相手への思いやりなどの人権尊重の精神について理解してもらうことを目的に毎年行われています。

贈呈式では、大山小4年の佐藤わかなさんが「みんなが人権の花を見て友達や生き物を大切にしようと思ってほしい」と、稲村小6年の人見裕輝さんが「この活動を通してやさしい心をもった稲村小の子を目指していきたいと思います」と、それぞれ児童代表として言葉を述べました。



## 伝統を受け継ぐ ～三島中学校生徒会による烏ヶ森公園清掃～



6月15日(金)に烏ヶ森公園で三島中学校生徒会による一斉清掃が行われました。

この活動は地域社会の一員としての自覚を持たせ、勤労の喜びと奉仕活動に対する意識を高めることを目的に、昭和37年から始まり、今年で46回目を迎える伝統ある行事で、過去に県知事賞、環境大臣賞を受賞しています。

全校生徒745人、教員55人が参加した清掃活動では公園内の草むしり、ごみ拾い、側溝やトイレの清掃などを行いました。またペゴニアの花225株を公園内に植え、公園を鮮やかに彩りました。

生徒会長の赤松笑さんは「暑い中用具の準備など大変でしたが、自分たちが日頃お世話になっている公園を清掃することは良いことだと思います。この公園を皆さんに気持ちよく使ってもらえたらうれしいです。」と話してくれました。